

新潟市南浜公民館使用料の収納事務の委託について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき，新潟市南浜公民館使用料の収納を令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの期間，次のとおり委託したので同施行令第 158 条第 2 項の規定により告示する。

令和 6 年 4 月 1 日

新潟市長 中原 八一

収納事務を行う場所	収納事務受託者
新潟市北区島見町 2069 番地 1  新潟市南浜公民館	南浜地区コミュニティ協議会  会長 神田 悟